

宮城県物品等電子調達実施要領

共通事項

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県物品等電子調達システムを用いて行う電子調達（宮城県が発注する物品の調達、借受け又は役務の調達（以下「物品等の調達」という。）の手續を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）をいう。以下同じ。）の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、財務規則（昭和39年3月30日宮城県規則第7号）、物品の調達等に係る競争入札執行要領（平成8年4月1日施行）、印刷物製造請負における公募型指名競争入札実施要領（平成22年3月1日施行）、オープンカウンター方式実施要領（平成10年10月1日施行）、印刷物製造請負における最低制限価格制度試行要領（平成28年4月1日施行）、入札結果等の公表に係る要領（平成20年4月1日施行）、その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **入札見積システム** 電子調達に参加しようとする者の利用者登録から入札参加申請、入札書又は見積書の提出及び受理並びに落札者決定までの一連の事務をコンピュータとインターネットを利用して行う情報システム（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) **入札情報サービスシステム** 発注情報及び入札結果又は随意契約結果に関する情報等をインターネット上に公開できる情報システムをいう。
- (3) **宮城県物品等電子調達システム** 入札見積システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、宮城県が発注する物品の調達、借り受け又は役務の調達に係る競争入札又は見積書の徴収を電子的に処理する情報システムの総称をいう。
- (4) **紙入札** 書面による入札書を提出する入札をいう。
- (5) **紙見積** 書面による見積書を提出する見積合せをいう。
- (6) **ICカード** 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (7) **電子くじ** 落札又は見積決定となるべき同価の入札又は見積をした者が2者以上あるときに、演算式によりコンピュータで落札者又は見積決定者を決定する仕組みをいう。

(対象となる入札方式)

第3 電子調達の対象となる入札方式は、次の掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札（政府調達に関する協定の対象となるものを含む。）
- (2) 指名競争入札
- (3) 公募型指名競争入札（出納局契約課が発注する1件の調達案件に係る予定価格が100万円以上300万円以下の印刷物製造請負）
- (4) オープンカウンター
- (5) 随意契約

(ユーザーID・パスワード)

第4 宮城県は、物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号。以下「物品調達等入札参加資格規程」という。）に基づく入札参加資格の承認を受けた者に対し、電子調達システムユーザーID・仮パスワード通知書（様式第1号）を交付するものとする。

2 電子調達に参加しようとする者は、紛失等によりユーザーID・仮パスワードが不明となった場合には、電子申請システムによる再交付申請又は、電子調達システムユーザーID・仮パスワード再交付申請書（様式第2号）を提出することにより、ユーザーID・パスワードの再交付を受けることができる。

（利用者登録）

第5 電子調達に参加しようとする者は、次のいずれかの方法で入札見積システムにより利用者の登録（以下「利用者登録」という。）を行うものとする。

- (1) 第4の規定により交付された電子調達システムユーザーID・仮パスワードを使用して行うものとする。
- (2) ICカードを利用して参加しようとする者は、前号の利用者登録の他、ICカードの登録（以下「ICカード登録」という。）を行うものとする。
- (3) 前各号の利用者登録及び前項のICカード登録は、入札見積システムの運用時間の範囲内で、随時行うことができる。

（電子調達の参加資格）

第6 電子調達に参加できる者は、物品調達等入札参加資格規程に基づく入札参加資格の承認を受けている者のうち、入札見積システムにおける利用者登録又は利用者登録及びICカード登録を行っている者（以下「電子調達登録者」という。）とする。

- 2 電子調達登録者の資格の有効期間は、物品調達等入札参加資格規程に基づく登録の有効期間とする。ただし、ICカード登録を行っている者にあつては、登録の有効期間かつ登録したICカードの有効期間とする。
- 3 ICカード登録を行っている者は、ICカードの有効期間を更新する場合には、当該更新前のICカードの有効期間内に、入札見積システムにより新しいカードでICカード登録を行うものとする。

（ICカードの取扱い）

第7 電子調達に使用できるICカードは、物品調達等入札参加資格規程第4条第2項に規定する物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された代表者又は受任者が取得したICカードに限る。

（電子調達の実施）

第8 契約執行者（財務規則第2条第11号に定める契約執行者をいう。以下同じ。）は、物品等の調達において電子調達を適用する場合（以下「電子調達を適用する場合」という。）は、入札情報サービスシステム及び入札見積システムを用いて行うものとする。

- 2 電子調達の運用に関する基準については、別に定めるものとする。

（電子調達の周知等）

第9 契約執行者は、電子調達を適用する場合においては、次の方法により当該電子調達の内容について周知等を行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、入札公告にその旨明示し、所定の方法で掲示するとともに、入札情報サービスシステムに掲載する。
- (2) 指名競争入札又は随意契約の場合は、指名通知又は見積書提出依頼（オープンカウンターの場合は仕様書の公開）を入札見積システムにより行う。
- (3) 公募型指名競争入札の場合は、案件名称に公募型指名競争入札である旨を明記した上で、入札情報サービスシステムに掲載するものとする。
- (4) 最低制限価格を設定したときは、案件名称に最低制限価格が設定されている旨を明記するものとする。

（障害時の対応）

第10 入札執行者は、一般競争入札、指名競争入札及び公募型指名競争入札において、入札見積システムの障

害、停電又は通信事業者に起因する通信障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が入札見積システムによる入札が困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、開札予定時間を変更し、若しくは延期し、又は紙入札へ変更するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の規定は、見積合せの場合に準用する。この場合において、「入札執行者」とあるのは「契約執行者」と、「入札参加者」とあるのは「見積参加者」と、「入札」とあるのは「見積書の提出」と、「開札予定時間」とあるのは「見積合せ予定時間」と、「紙入札」とあるのは「紙見積」と読み替えるものとする。

一般競争入札・指名競争入札・公募型指名競争入札

(入札関連書類の掲載)

第11 契約執行者は、次に掲げる入札関連書類を入札情報サービスシステムに掲載し、入札参加者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

- (1) 物品の調達等に係る競争入札参加心得（公募型指名競争入札の場合は注意事項）
- (2) その他入札に際し必要な書類

(仕様書等の取扱い)

第12 契約執行者は、調達しようとする物品の規格、品質又は提供を受けようとする役務の内容等に関する仕様書（図面等の参考資料を含む。以下「仕様書等」という。）を作成し、見積期間中、入札参加者に閲覧させるものとする。

- 2 前項のほか、契約執行者は、入札参加者が仕様書等を容易にダウンロードできるように入札情報サービスシステムへの掲載に努めるものとする。
- 3 入札参加者は、指定された期間中に仕様書等について質問がある場合は、入札見積システムに当該質問の内容を登録するものとする。
- 4 契約執行者は、前項の規定により質問が登録された場合は、当該質問に対する回答書を作成するとともに、入札公告等により指定した日まで所定の掲示及び入札見積システムにおいて閲覧に供さなければならない。

(入札参加資格確認書類の提出)

第13 入札執行者（財務規則第2条第12号に定める入札執行者をいう。以下同じ。）は、一般競争入札参加者に対し、入札参加資格確認のための書類を、入札見積システムにより電子ファイルで提出するよう求めることができる。

(予定価格等の登録)

第14 予定価格（財務規則第100条第1項に定める予定価格をいう。以下同じ。）は、開札時に入札見積システムに登録するものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして電子調達を行う場合は、当該予定価格は、電子調達の周知等を行う際に、入札情報サービスシステムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第15 入札参加者は、入札見積システムを用いて、入札執行者が指定した日時までに入札書を提出しなければならない。

- 2 一般競争入札への参加を希望する者は、前項の入札書の提出前に入札見積システムを用いて、契約執行者が別途指定する日時までに競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。
- 3 入札書は、入札金額のデータが入札見積システムに記録されたときに到達したものとみなす。
- 4 前項の規定は、入札見積システムによる申請、届出その他の提出の場合において準用する。

(紙入札)

第16 第10第1項の規定により、契約執行者から紙入札を認められた入札参加者は、電子調達システムによらず、当該契約執行者が指定した方法により指定の場所に書面による入札書を提出しなければならない。

(入札の執行)

- 第17 入札執行者は、開札予定日時が到来したときは、遅滞なく入札見積システムにより電子調達の開札を行うものとする。ただし、第16の規定により入札書が提出された場合は、はじめに紙入札の入札書を開札し、入札者名及びその入札金額を入札見積システムに登録した上で、当該電子調達全体の開札を行うものとする。
- 2 入札執行者は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、入札見積システムを使用して、再入札を行うものとする。この場合において、紙入札により入札参加している者については、再度、紙入札による入札書を提出させるものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして行う入札については、再入札を行わない。
- 3 第15第1項、第16及び前項の規定により提出された入札書は、撤回及び訂正を認めない。

(入札者の失格)

- 第18 入札執行者は、財務規則第101条の4の規定によるもののほか、入札参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、電子調達への参加を認めないものとする。
- (1) 他者のユーザーID・パスワードを不正に取得し、利用者登録者になりすまして入札に参加したとき。
- (2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。
- (3) 代表者又は受任者が変更となった場合において、ICカードの更新手続き中の場合を除き、第7に規定するICカードの名義を変更しないで、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加したとき。

(入札の無効)

- 第19 入札執行者は、財務規則第101条の5の規定によるもののほか、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。
- (1) 第18の規定により失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 契約執行者の承認を得ずに、又は指示によらずに紙入札を提出したとき。
- (3) 同一の入札者が入札見積システムによる入札と紙入札の両方を行ったとき。
- (4) 入札書に改ざんされた事項が認められたとき。

(落札者決定及び通知)

- 第20 入札執行者は、立会担当者（当該入札に立会いを命ぜられた職員。以下「立会担当者」という。）と共に入札が有効であることを確認するとともに、落札者を決定した場合には、入札見積システムにより落札者の決定入力を行い、執行担当署名及び立会担当署名を行うものとする。
- 2 入札執行者は、前項の規定による事務処理を行った後、速やかに入札見積システムにより落札決定通知を入札参加者に送信するものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

- 第21 入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札見積システムを用いた電子くじにより落札者を決定するものとする。

(開札結果の公表)

- 第22 入札執行者は、開札結果について、入札結果等の公表に係る要領第2（4）の規定により、入札情報サービスシステムに掲載し、公表するものとする。

(電子調達に関する帳票)

- 第23 入札見積システムを使用して電子データの送受信により行われる入札見積システムに関する通知並びに提出及び受領を確認する帳票は、別表のとおりとし、入札執行者及び入札参加者は、必要に応じ、その都度ブラウザの印刷機能等を用いて出力するものとする。ただし、入札執行者にあつては、別表26の欄の様

式第3号) 入札調書(見積合せ調書)について、必ず出力の上、保存するものとする。

随意契約・オープンカウンター

(電子調達とする随意契約及びオープンカウンター)

第24 入札見積システムにより随意契約及びオープンカウンターが行えるものは、第5に規定する利用者登録者に見積書提出依頼(「以下見積依頼」という。)をするものに限る。

(見積関連書類の掲載)

第25 契約執行者は、見積依頼に際し必要な書類を入札情報サービスシステムに掲載し、見積参加者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

(仕様書等の取扱い)

第26 第12の規定は、見積依頼の場合において準用する。この場合において、「入札参加者」とあるのは「見積参加者」と、「入札公告等」とあるのは「契約執行者が見積依頼」と読み替えるものとする。

(予定価格等の登録)

第27 第14の規定は、見積合せの場合において準用する。この場合において、「開札時」とあるのは「見積合せ時」と読み替えるものとする。

(見積書の提出)

第28 見積参加者は、入札見積システムを用いて、契約執行者が見積依頼により指定した日時までに見積書を提出しなければならない。

- 2 見積書は、見積金額のデータが入札見積システムに記録されたときに到達したものとみなす。
- 3 前項の規定は、入札見積システムによる申請、届出その他の提出の場合において準用する。

(紙見積)

第29 第16の規定は見積依頼において準用する。この場合において、「紙入札」とあるのは「紙見積」と、「入札参加者」とあるのは「見積参加者」と、「入札書」とあるのは「見積書」と読み替えるものとする。

(見積合せの執行)

第30 契約執行者は、見積合せ予定日時が到来したときは、遅滞なく入札見積システムにより電子調達の見積合せを行うものとする。

- 2 契約執行者は、予定価格の範囲内に有効な見積書がないときは、入札見積システムを使用して、再度見積合せを行うものとする。
- 3 第28、第29及び前項の規定により提出された見積書は、撤回及び訂正を認めない。

(見積参加者の失格)

第31 契約執行者は、見積参加者が他者のユーザーID・パスワードを不正に取得し、利用者登録者になりすまして見積合せに参加したときは、失格とし、電子調達への参加を認めないものとする。

(見積合せの無効)

第32 契約執行者は、見積合せが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該見積合せの全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 同一の見積参加者が入札見積システムによる見積書の提出と紙見積の両方を行ったとき。
- (2) 見積書に改ざんされた事項が認められたとき。

(見積決定及び通知)

第33 第20の規定は、見積合せの場合において準用する。この場合において、「入札執行者」とあるのは「契約執行者」と、「当該入札」とあるのは「当該見積合せ」と、「入札が」とあるのは「見積書が」と、「落札者を決定した」とあるのは「見積決定した」と、「落札者等の決定入力」とあるのは「見積決定入力」と、「落札者決定通知」とあるのは「見積決定通知」と読み替えるものとする。

(電子くじによる契約の相手方の決定)

第34 第21の規定は、見積合せの場合において準用する。この場合において、「入札執行者」とあるのは「契約執行者」と、「入札者の入札」とあるのは「見積書」と、「落札者」とあるのは「契約の相手方」と読み替えるものとする。

(見積決定結果の公表)

第35 第22の規定は、見積合せの場合において準用する。この場合において、「入札執行者」とあるのは「契約執行者」と、「開札結果」とあるのは「見積決定結果」と読み替えるものとする。

(電子調達に関する帳票)

第36 第23の規定は、見積合せの場合において準用する。この場合において、「入札執行者及び入札参加者」とあるのは「契約執行者及び見積参加者」と、「入札執行者」とあるのは「契約執行者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3(2)の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に指名の通知をする公募型指名競争入札の方法により締結する契約について適用し、施行日前に指名の通知をした公募型指

名競争入札の方法により締結する契約については、なお従前の例による。

別表

No.	帳票名	説明	出力の可否	
			執行者	参加者
1	競争参加資格確認申請書	一般競争入札参加希望者から発注者への参加資格の確認申請		○※
2	競争参加資格確認申請受信確認通知	参加資格確認申請が正常に受信されたことの通知		○※
3	競争参加資格確認通知書	発注者から一般競争入札参加希望者への競争参加資格有無の通知	○	○
4	指名業者選定	指名競争入札及び随意契約において指名業者を選定	○	
5	指名通知書	発注者から指名業者への指名通知	○	○
6	同等品審査確認	発注者から入札・見積参加者への同等品審査結果を回答	○	
7	同等品審査取消確認	登録済みの同等品審査結果の取消	○	
8	紙同等品確認変更確認	紙による同等品申請の登録の変更	○	
9	質問回答確認	発注者から入札・見積参加者への質問の回答	○	
10	質問回答情報変更確認	発注者から入札・見積参加者への質問の回答	○	
11	入札書	入札参加者から発注者へ提出される入札書	○	○※
12	入札書受信確認通知	入札書が正常に受信されたことの通知		○※
13	入札書受付票	発注者が、入札参加者の入札書を受理		○
14	見積書入力確認	見積参加者から発注者へ提出される見積書		○
15	見積書提出業者一覧確認	見積書提出業者の一覧	○	
16	見積書開札結果一覧	見積合せ結果の一覧	○	
17	辞退届	入札参加希望者が、入札又は見積書提出を辞退する場合の届	○	○
18	辞退届受信確認通知	入札の辞退届が正常に受信されたことの通知		○※
19	落札決定通知	発注者から入札参加者への落札者決定の通知	○	○
20	再入札通知	発注者から入札参加者への再入札通知		○
21	再見積通知	発注者から見積参加者への再見積通知		○
22	不落随契通知	開札の結果、不落随契通知		○
23	保留通知	開札結果を保留した場合の通知	○	○
24	無効通知	入札無効となる業者への通知	○	○
25	不調通知	開札結果の不調の通知	○	○
26	様式第3号 入札調書（見積合せ調書）	入札結果、見積合せ結果の調書	◎	○

- 凡 例
- ◎：必ず出力し保存するもの
 - ：必要に応じて出力するもの
 - ※：提出時のみ出力可能

様式第1号

電子調達システムユーザーID・仮パスワード通知書（物品等）

登録番号 第××××号

郵便番号 ×××-××××

所在地 ××××××××××××××

名称 ××××××××××

代表者氏名 殿

宮城県が実施する電子調達に参加していただくために、貴社固有のユーザーID・仮パスワードを下記のとおり付与しますので、厳重に保管・管理願います。

××年××月××日

宮城県知事 ××××

記

ユーザーID	××××××××
パスワード	××××××××

年 月 日

電子調達システムユーザーID・仮パスワード再交付申請書（物品等）

宮城県知事 ×××× 殿

（出納局契約課扱い）

登録番号 第××××号

郵便番号 ×××-××××

所在地 ××××××××××××××××

名称 ××××××××××

代表者氏名 ×××××××××

担当者部署名 ×××××××××

担当者名 ×××××××××

連絡先 ×××××××××

先に通知のありました電子調達システムユーザーID・パスワードが（破損・紛失）により不明となりましたので、 再交付願います。

登録している電子メールアドレス ××××××××××××@××××. ××. ××

登録している F A X 番号 ×××-×××-××××

※再交付通知書は、 上記記載の電子メールアドレスまたはF A X番号に送付します。

